

＜JIS マーク表示制度に関する解釈集＞

本解釈集は、認証指針 JIS の規定事項や技術的課題に係る運用解釈として定めたもので、JIS 認証における共通のガイドラインといたします。

ただし、本共通編の各解釈に対応する分野別の解釈集がある場合は、該当の分野別解釈集に従うものとします。

共⑩ 定期的な認証維持審査に備えて保管しておくべき品質記録について

2013 年 3 月 29 日制定

2020 年 1 月 27 日改訂

JIS 登録認証機関協議会

解 釈

- (1) 登録認証機関が定める認証指針に記載されているものが品質記録確認の対象となる。ただし、認証取得者ごとに個別のプロセスにより多少の違いはあると考えられるため、認証取得者が必要と考えて管理している記録がある場合は、その記録も審査の際に確認する。
- (2) 認証維持審査に係る記録の保管期間は、3年に1度定期認証維持審査が実施されることから、3年間以上の保管が必要である。この場合、保管期間の決定にあたり、産業標準化法以外の法令等の要求も勘案するのが良い。

以 上

【附則】

2013 年 3 月 29 日 制定

2020 年 1 月 27 日 改訂